

焼津市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月28日

焼津市長

中野弘道

## 焼津市規則第26号

### 焼津市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

焼津市建築基準法施行細則（平成18年焼津市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に、「第8条の2第8項において準用する場合を含む」を「第8条の2第13項において準用する場合を含む」に、「省令第8条の2第8項において準用」を「法第18条第16項の規定により通知を」に改める。

第5条中「第4条の8第1項第5号」を「第4条の8第1項第4号」に、「第8条の2第12項」を「第8条の2第17項」に、「省令第4条の8第1項の中間検査申請書（省令第8条の2第12項において準用する場合にあっては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であって、政令第46条第4項の適用を受けるもの 次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項の中間検査申請書（法第18条第19項の規定により通知する場合にあっては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ その他建築主事が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ その他建築主事が必要と認める書類

第6条中「及び省令第1条の3第1項第4号の建築士免許証の写し（工事管理者に係るものに限る。）」を削る。

第7条中「同法第24条の8第1項第2号及び第3号」を「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号」に改める。

第8条第1項後段を削る。

第15条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	2,500分の1
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

第33条第1項第1号中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

第1号様式中

「

(代表となる工事監理者)	
( ) 建築士 ( ) 登録第	号
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第	号
(その他の工事監理者)	
( ) 建築士 ( ) 登録第	号
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第	号
( ) 建築士 ( ) 登録第	号
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第	号
電話番号	

を

」

<p>(代表となる工事監理者)</p> <p>( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>電話番号</p> <p>工事と照合する設計図書</p> <p>(その他の工事監理者)</p> <p>( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>電話番号</p> <p>工事と照合する設計図書</p> <p>( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>電話番号</p> <p>工事と照合する設計図書</p>
--

に

改める。  
第2号様式中

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
-----------------------------	--	--	--	--

を

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況				

に改める。  
第3号様式中

「

( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ㊦
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ㊦
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
( ) 建築士 ( ) 登録第 号
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
建設業の許可 ( ) 第 号

を

「

( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ㊦
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
電話番号
作成又は確認した設計図書
( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ㊦
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
電話番号
作成又は確認した設計図書
( ) 建築士 ( ) 登録第 号
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
電話番号
工事と照合する設計図書
建設業の許可 ( ) 第 号
電話番号

に改める。

第30号様式中

「

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書  
静岡県建築基準条例第 条

を

「

建築基準法施行令第 条の 第 項第 号  
静岡県建築基準条例第 条

に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成27年6月25日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第5条の規定（「第8条の2第12項」を「第8条の2第17項」に改める部分を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の通知（以下これらを「確認申請等」という。）（施行日以後にされたものに限る。）に係る工事について適用し、確認申請等（施行日前にされたものに限る。）に係る工事については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の焼津市建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。